



松陰高等学校いじめ防止基本方針

1. いじめ問題についての基本的な考え方

学校の基本方針

本校は、広域制の通信制高等学校として8年目を迎え、全国の学習センターに多数の生徒が学ぶ学校になってきたことを踏まえ、教職員一人ひとりが、この方針に基づき「寺子屋型の少人数の個別指導」の特色を生かし、生徒同士お互いがそれぞれの良さを認め合い、やさしい心を育む教育活動を展開しなくてはならないと考えている。

「いじめ問題」については、平成29年12月に山口県が作成した「いじめ防止基本方針」の改訂をもとに、いじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、重大事態への対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

松陰高等学校各学習センターにおいては、この基本方針に則り、それぞれの特性を活かしつつ、生徒の実態に相応した体制づくりを行い、生徒が生き生きとした学習活動を展開できる教育環境づくりを行うこととする。

(1) いじめとは (定義)

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。これまで「けんかは除く」ということであったが、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめの対象に該当するか否かの判断をする必要がある。また、「いじり」と言われる行為についても、同様のこととし、慎重な判断を要する。なお、起こった場所は学校の内外を問わず、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

(2) いじめの特徴と構造

① いじめは「どの子にも、どの学校でもおこりうる」との認識にたつことが重要である。

暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返す、多くの者から集中的に受けるなどにより、生命または身体に重大な危険を生じさせることがあるため、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。

② インターネット上のいじめ

近年、SNS やラインが日常的になっており、生徒のネット上での言動は学校としてもなかなか

気づきにくいものになっている。生徒によっては、安易に SNS やライン等で相手を中傷する言動を起しかねないが、一度ネット上に拡散したいじめに係る画像等の情報を消去することは、極めて困難であり、それは、いじめの被害に留まらず、学校・家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること、いつでも加害者になり得ることを理解させるなど、情報モラルを身につけさせる指導の充実を図ることが重要である。また、逆にそういう被害にあっている生徒がいると分かった場合は、状況の確認、本人の様子等をきちんと把握し、対応をしなければならない。

(3) いじめへの対応

好意から行った行為が意図せず相手を傷つけた場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合など、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能である。但し、これらの場合でも、教員間での情報の共有は必要であり、継続的に生徒同士の様子を見ていかなければならない。

また、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒から相談を受けた場合、抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せず、当該事情を学習センター、本校に報告する必要がある。

(4) いじめ解消の定義の明確化

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。但し、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が、止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。但し、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この限りではない。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3ヶ月を目安）において、被害生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2. いじめの未然防止のための指針

いじめ問題において、「いじめが起らない学校づくり」が最も重要である。そのためには、「いじめは、いつでもどこでも起り得る」という認識をすべての教職員がもち、「いじめを生まない基盤づくり」が求められる。本校の少人数・個別指導という特性を最大限活かしながら、年間を通じた予防的、開

発的な取り組みを実施しなくてはならない。

(1) 教職員の生徒観察の視点

① 信頼関係

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいという特徴があることから、教職員は日頃から、生徒との信頼関係に基づき、生徒の心を把握することが肝要である。

② ありのままの生徒の姿

本校生徒は、それぞれ多様な家庭に生き、人間関係を築いている。生徒の生活実態がどうなっているか、目の前にいるありのままの生徒から発生している諸問題（生徒指導上の問題や発言、態度、学業成績、出席日数等）を見据えることから、面談や話し合いをスタートしなくてはならない。

③ 生徒資料

面談者は、当然のことながら、生徒の生活実態を様々な資料—前籍校のプロフィールや入学時の作文、入試面談の内容をはじめ学習成績、出席状況等—を把握して対応する必要がある。

(2) いじめ問題についての指導

特別活動は毎月実施し、いじめについての実践的な指導を行うようにする。また、教科の授業においても、ネット上の問題も含め、必要に応じてこうした問題に言及していく。

(3) 教職員の共通理解

いじめ問題については、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談することが大切である。ただし、このことは生徒の個人情報にかかることなので、教職員が知っていたことについては、守秘義務が前提となる。

3. 早期発見

(1) 教職員による気づき

いじめは、早期に発見することが、早期解決につながる。早期発見には、まず教職員のいじめに気づく力に負うところが大きい。そのためには教職員が、日頃から生徒の言葉を受け止め、生徒それぞれの立場に立って、生徒を守るという姿勢を確立することが求められる。

そのためには、ありのままの生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。いじめ発見のキッカケは、高校では本人からの訴え、教科担当教員による気づきなどの取り組みによるものが多く、そのために、教職員の情報交換が重要である。

(2) 生徒・保護者面談

定期的に行う生徒・保護者との面談において、いじめ問題をはじめ生徒の悩みを聞く「教育相談」を充実する。さらに、日常の学校生活において、気軽に相談できる雰囲気づくりにも心がけたい。それは、日頃からの教職員と生徒との信頼関係において実践されるものである。

(3) いじめられた生徒からの相談

① 心身の安全を保証する

生徒が勇気を持って相談したことを教職員はきちんと理解し、それに対し全力で守ることを生徒に伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には守る手だてを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

② 事実関係や気持ちを傾聴する

生徒が話す内容に疑いをもつことなく傾聴する。

(4) 周りの生徒からの相談

① 相談場所の確保

いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止められるよう配慮する。

② 情報発信源の秘密確保

相手の生徒のことを思った勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝える、安心感を与える。

(5) インターネットによるいじめ

インターネットによるいじめ問題が課題となっているが、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止には、家庭での生徒の生活や動向の観察が重要であり、保護者との連携が不可欠である。また、この問題が生起したときは、ネット情報に詳しい専門機関との連携を視野に入れた対応が必要となる。

4. 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

「重大事態」とは、いじめにより生徒の生命または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる時を意味している。具体的には、生徒が自殺を企図した時、いじめにより身体に重大な障害を負っ

た時、金品等を脅し取られた時、心的な疾患を発症した時などであり、事態の詳細を把握した校長がとるべき処置を判断する。勿論、この場合も被害生徒の立場に立った対応が求められる。

- ① 直ちに山口県総務部私学振興班に報告する。
- ② 「いじめ対策委員会」を招集、調査に基づく事実確認を行い、善後策を協議する。
- ③ いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を徹底して守る取組みをスタートする。
- ④ 学校として見守る体制を整備する。

5. いじめ対策委員会の設置

いじめ問題への取組にあたっては、「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応は勿論のこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「いじめ対策委員会」を以下の通り設置し、それを基本に教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。

(1) 本校としての組織

「いじめ」に係る重大事案が発生した場合は、「いじめ対策委員会」をすみやかに設置し、事態の解決を図っていく。

- ① いじめ対策委員構成メンバーは基本的に以下(別表)とする。
- ② いじめ事案が発生したら、いじめ対策委員会の緊急対応会議を開催し、善後策を協議する。
- ③ 各学習センターでの事案発生の場合は、理事長や校長が当該学習センターを訪問し、生徒・保護者・担当教員を含めて事実確認等を行う。その上で、学習センターと協力し緊急時対応を行う。
- ④ いじめ対策委員会は、必要に応じて行う。
- ⑤ いじめ対策委員会での内容及び具体的な対応策は、打ち合わせ会で報告、共通理解を深める。

いじめ対策委員会構成メンバー	
①	理事長
②	校長
③	教頭
④	本校生徒指導担当教員
⑤	生徒が所属する学習センター長
⑥	当該学習センターの生徒の担任(あるいは担当者)
⑦	当該学習センターのカウンセリング担当者

(2) 外部機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官庁へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。さらに、解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

(3) 本校と連携する関係機関

いじめの問題の対応においては、関係する生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等との速やかで適切な連携が必要である。平素から、学校、警察、相談所、地方法務局、県教委などと情報共有体制を構築しておくことが重要である。また、「子どもの人権110番」や、「いじめ110番」などの学校以外の相談窓口を、生徒・保護者へ周知しておくことも必要である。

(4) 各学習センターの連携先

学校法人山口松陰学園は、「いじめ防止推進法」の規定により、本校において重大事態が発生した場合は、山口県に報告し、調査・対処等の必要な措置を行う。

各学習センターにおいては、重大事態が発生時した場合、下記のとおり対応する。

- ① 校長に、発生日時・場所・被害者加害者名・内容・初期対応の状況を報告する。
本校：0827-74-5200 岩国学習センター：0827-22-3900
- ② 休日・夜間を問わず常時対話可能な校長携帯に報告することも可能である。
- ③ 事案発生後、本校と学習センターとで連携をしてすみやかに対処していく。